

事 務 連 絡

平成 2 8 年 8 月 9 日

沖縄県土地家屋調査士会 御中

沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 御中

総括表示登記専門官

平成 2 8 年度第 2 回桐友会連絡会の検討結果について

本年 8 月 3 日に開催された標記連絡会において、沖縄県土地家屋調査士会から提出された別添検討事項に対して、下記のとおり回答します。

記

1 筆界特定登記官と筆界調査委員の職務について

- (1) 筆界特定登記官と筆界調査委員の職務は、意見のとおりであり、筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、圍障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界を特定します（不動産登記法第 1 4 3 条第 1 項）。
- (2) 検討事項中、「関係者との現地立会いの場で、筆界推定に至った経緯を関係者に説明することを登記官の求めに応じて説明した。後日、不利な結果を提示された関係者から調査委員に苦情等の電話が頻繁にあり、日常業務に支障をきたした。」とされていますが、この現地立会いは、筆界特定手続における対象土地の特定調査であり、同調査は筆界調査委員が主体となって実施するものです。

特定調査において、不利な結果を示された関係者から電話等で筆界調査委員や法務局に苦情の申し出がされる場合があります。この場合、筆界調査委員には、関係者に対し、筆界特定の最終的な判断は法務局の筆界特定登記官が行うこと、不服については法務局で対応することを伝えていただくよう連絡しています。

法務局としては、引き続き、筆界調査委員と連携，協力して筆界特定事件を処理したいと考えています。

2 農地における地目変更について

転用許可書添付により，地目変更登記申請をすることができます。

農地を農地以外の地目に変更する登記の申請情報に，農地法第5条の転用許可書が添付されているが，許可された地目と異なる地目へ変更する登記申請があった場合は，農地の転用事実に関する照会書により，農業委員会に照会し，農業委員会から，農地でない旨の回答あった場合には，実地調査を実施した上で，地目変更の認定の判断を行うことになります。

3 土地調査書における地図等の精度区分について

地図等の精度区分には，登記所備付地図（地籍図，旧土地台帳附属地図，土地改良所在図，土地区画整理所在図等）の精度区分を記載します。

なお，地積測量図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は，地域区分によります（不動産登記規則第77条第5項）。